

玉野市市民活動保険のご案内

(正式名称：玉野市市民活動災害補償保険)



1 何のための保険なの？

この保険は、玉野市内で市民活動を行っている団体及び個人に対して、その活動を安心して行っていたくために設けた保険制度です。

2 内容は？

市民のみなさんが、市民活動を行っている時に、万一不慮の事故や災害にあった場合、保険金が給付される制度で、傷害保険と賠償責任保険で構成されています。

3 保険の加入方法は？

事前の加入手続きは不要です。事故が発生した場合に、事故報告書や活動内容が分かる資料を提出していただきます。

4 保険料は？

保険料は不要です。市民活動をする方が安心して活動を行えるように、玉野市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。

5 保険の対象となる人は？

団体：次の①～④の要件を全て満たす団体が対象となります。

- ①主に玉野市民で構成されている団体であること。
- ②活動の拠点が玉野市内にあること。
- ③社会、地域奉仕を目的とした活動を計画的に行っている団体であること。
- ④政治、宗教、営利を目的とした団体でないこと。

個人：上記①～④の全ての要件を満たす団体の活動に直接参加する者、団体の構成員と補助者が対象となります（付添人を含む。）。

6 市民活動とは？

対象となる活動

以下の条件をすべて満たす活動が保険の対象になります。

- ①玉野市内で行う活動（自動車等による交通事故を除き、通常の経路での往復途上も対象となります。）
- ②自主的、計画的に行う地域社会活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、学習指導活動、学習支援活動など公益性のある活動
- ③無報酬で行う活動（実費弁償※は除く。）
- ④日帰りの活動

※「実費弁償」とは、市民活動の実施により発生する通常の「交通費」「材料費」等を指します。



対象とならない活動

- ①レクリエーション活動・各種スポーツ活動
 - ②祭り、盆踊り等
 - ③災害時のボランティア活動
 - ④企業から助成金のある活動等
 - ⑤危険な活動（チェーンソー、重機、銃器等の使用、野焼き、山焼き等を伴う活動）
 - ⑥宿泊を伴う活動
 - ⑦政治、宗教又は営利を目的とする活動
 - ⑧対価（実費弁償は除く。）を得て行う活動
 - ⑨職業として行う活動
 - ⑩学校管理下の活動（学習指導・支援活動は対象）
 - ⑪自助的、趣味的、懇親を目的とした活動
 - ⑫自動車等による交通事故
- ※上記以外にも対象とならない活動がありますので、詳しくはお問い合わせください。

7 対象となる市民活動の具体例は？

①地域活動

コミュニティ、自治会、町内会活動

- ◎地域防犯・防火・防災活動
 - ◎地域清掃（クリーン作戦）・リサイクル推進活動
 - ◎地域交通安全活動
 - ◎地域保健衛生活動
 - ◎地域住民組織活動
 - ◎地域施設・会議等の運営 等
- 地域事業として行われる、レクリエーション活動、各種スポーツ大会、盆踊り等の取扱いについては、Q&Aをご覧ください。

②防犯活動

- ◎非行防止および健全育成活動
- ◎防犯対策の啓発活動
- ◎夜警活動 等

③防火・防災活動

- ◎防火・防災意識の普及・啓発活動
- ◎防火・防災の訓練活動 等

④交通安全活動

- ◎交通安全啓発活動
- ◎交通安全運動活動 等

⑤環境保全活動

- ◎清掃活動
- ◎リサイクル推進活動 等

⑥社会福祉活動

- ◎社会福祉施設援護活動
- ◎在宅老人・心身障害者各種援護活動
- ◎手話通訳
- ◎高齢者・障害者に対する援護活動
- ◎就労・社会復帰等各種援護活動 等

⑦学習活動での指導・支援活動

- ◎園長、校長等の承認もしくは依頼による児童生徒への学習活動の指導及び支援活動 等

※具体例以外の活動について、ご不明な点は協働・交通政策課（32-5567）まで。

8 事故が起きたら

万が一、不幸にして事故が起きたときは、速やかに協働・交通政策課（32-5567）までご連絡ください。その後、事故の日から原則として14日以内に所定の事故報告書を協働・交通政策課（市役所2階）へ提出してください。

事故報告書の様式は、市ホームページからダウンロードが可能です⇒



Q & A

※よくあるご質問について記載しています。詳しくは協働・交通政策課（32-5567）まで。

Q どんな活動をしている団体が対象となりますか？

A 地域や社会における奉仕活動（ボランティア活動）その他公益性のある活動をしている団体が対象となります。

Q 玉野市民でない人が、玉野市内で活動を行った場合は対象となりますか？

A 保険の対象となる団体活動に参加する場合は、玉野市民でない人であっても、保険の対象となります。

Q 職場等でのボランティア活動は対象となりますか？

A 市民活動団体は、「自発的かつ自由意志のもとに活動を行っていること。」と定義されているため、保険の対象となりません。ただし、本来の仕事を離れ、企業としてではなく、自由意志で行う活動であれば、対象となります。

Q 自動車で活動場所に向かう時の事故は対象となりますか？

A 自宅と活動場所への往復経路も含めて、自動車等を運転または同乗して発生した交通事故は対象となりません。

Q レクリエーション活動、運動会、盆踊り等は対象となりますか？

A レクリエーション活動、運動会、お花見、盆踊り等は、自助的・懇親的な活動とみなされ、保険の対象となりません。ただし、準備・撤収時の事故は対象となります。

Q 草刈り機を使った事故は対象となりますか？

A 草刈り機の使用については、対象となります。しかし、それ以上に危険なチェーンソー等の器具の使用による事故、野焼きや山焼きは対象となりません。

Q 報酬・委託料等が伴う清掃活動は対象となりますか？

A 報酬・委託料等の対価を得て行う活動は対象となりません。

Q 市民活動中の「風邪」や「腰痛」は対象となりますか？

A けが等の「傷害」に対する補償となるため、風邪等の疾病は対象外となります（市民活動中に起きた「熱中症」「細菌性食中毒」は対象になります。）。また、腰痛など本人にしか自覚出来ず、他覚症状のないケガについても、対象外となります。

傷害保険

市民活動者が活動中に発生した、急激かつ偶然な外来の事故※により死亡または負傷した場合。

保険金の種類	保険金の内容	保険金額
死亡保険金	けがのため、事故の日から180日以内に不幸にして亡くなられたとき。	1人 500万円
後遺障害保険金	けがのため、事故の日から180日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残されたとき。	障害の程度に応じた金額 最高 1人 500万円
入院補償金	けがのため、入院して医師による治療を受けたとき。 (事故の日から180日以内を限度とします。)	1日につき 3,000円
通院保険金	けがのため、通院して医師による治療を受けたとき。 (事故の日から180日以内の通院で、90日以内を限度とする。)	1日につき 2,000円
手術保険金	けがのため、入院して手術を受けたとき。	手術の程度に応じた金額

※「外来の事故」には、けがによる負傷のほか虫刺されや熱中症、食中毒による事故も含まれます。

賠償責任保険

市民活動者が、市民活動中に管理監督の不手際や指導誘導のミス等の過失により、参加者または第三者の身体または財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合。

保険金の種類	保険金の内容	保険金限度額
身体賠償	他人の身体に損害を与えたとき。	最高1人 1億円 最高1事故 5億円
財物賠償	他人の財物に損害を与えたとき。	最高1事故 500万円
保管物賠償	他団体から借りた備品等に損害を与えたとき。	最高1事故 300万円 免責金額 5,000円

玉野市役所 協働・交通政策課

TEL : 32-5567

FAX : 32-5559

E-mail : kyoudou@city.tamano.lg.jp



ページID : 0005244